

福島ロボットテストフィールド条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福島ロボットテストフィールド条例(平成三十年福島県条例第六十三号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(休館日)

第二条 福島ロボットテストフィールド(以下「テストフィールド」という。)の休館日は、福島県の休日定める条例(平成元年福島県条例第七号)第一条第一項に規定する県の休日とする。ただし、指定管理者(条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、テストフィールドの全部又は一部について、臨時に休館し、又は臨時に開館することができる。

2 前項の規定は、同項の休館日に条例第七条第一項の規定による承認を受けた者が施設等(条例第七条第一項に規定する施設等をいう。以下同じ。)を使用することを妨げるものではない。

(開館時間)

第三条 テストフィールドの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる施設又は設備の使用時間は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

一 研究棟のうち研究室、保管庫及び貸出倉庫 午前零時から午後十二時まで

二 条例第三条に規定する施設のうち前号の研究棟以外の施設 午前九時から午後九時まで

3 指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、臨時に前二項に規定する開館時間又は使用時間を変更することができる。

(使用の承認の申請の手続等)

第四条 条例第七条第一項前段の承認を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用承認申請書(様式第一号)(第十条において「承認申請書」という。)を指定管理者に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、使用を開始する日の一年前の日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

3 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしたときは、当該承認をした者に対し、福島ロボットテストフィールド使用承認書（様式第二号）（次条及び第六条において「承認書」という。）を交付するものとする。

4 指定管理者は、条例第七条第一項前段の承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認事項の変更の手続等）

第五条 条例第七条第一項後段の規定による承認を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用変更承認申請書（様式第三号）（第十条において「変更承認申請書」という。）に前条第三項の規定により交付を受けた承認書を添えて指定管理者に提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしたときは、当該承認を申請した者に対し、福島ロボットテストフィールド使用変更承認書（様式第二号）（次条において「変更承認書」という。）を交付するものとする。

3 指定管理者は、条例第七条第一項後段の規定による承認をしないときは、当該承認を申請した者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

（承認書の携帯等）

第六条 条例第七条第一項前段の規定による承認を受けた者及び同項後段の規定による変更の承認を受けた者（以下これらを「使用者」という。）は、施設等を使用するときは、同項前段の規定による承認を受けた者は承認書を、同項後段の規定による変更の承認を受けた者は変更承認書を携帯し、指定管理者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

（使用の承認の取消し等の手続）

第七条 指定管理者は、条例第八条の規定による使用の承認の取消し等を行うときは、使用者に対し、その旨及びその理由を通知しなければならない。

(使用の取りやめ)

第八条 使用者は、使用の承認又は使用の変更の承認に係る使用を取りやめようとするときは、速やかに書面でその旨を指定管理者に届け出なければならない。

(使用料の額等)

第九条 条例別表二の表の上欄に掲げる附属設備の別ごとに、同表の中欄に掲げる規則で定める使用単位及び同表の当該下欄に掲げる規則で定める額は、別表のとおりとする。

(使用料の免除の手続)

第十条 条例第十条の規定による使用料の免除を受けようとする者は、承認申請書の提出の際又は変更承認申請書の提出の際、併せて知事が別に定める申請書を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

(使用料の返還及びその手続)

第十一条 条例第十一条ただし書の規則で定める場合及び当該場合に返還する使用料の額は、次のとおりとする。

一 使用者の責めに帰することができない事由により使用することができなくなったとき 使用料の全額

二 使用日の五日前までに、第八条の規定による届出があったとき 使用料の五割に相当する額

2 使用料の返還を受けようとする者は、福島ロボットテストフィールド使用料返還申請書（様式第四号）を指定管理者を経由して知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、使用料の返還の可否及び返還の額を決定し、その旨を福島ロボットテストフィールド使用料返還通知書（様式第五号）により通知するものとする。

(使用計画等の事前協議)

第十二条 使用者は、指定管理者と使用開始日の前日までに施設等の使用計画及びその他必要な事項について、協議を行わなければならない。

(委任)

第十三条 この規則に定めるもののほか、テストフィールドの管理その他この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 条例附則第二項の規定により知事がテストフィールドの管理を行う場合にあつては、第二条第一項中「指定管理者（条例第五条に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第三条第三項中「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」とあるのは「知事は」と、第四条、第五条、第六条、第七条及び第八条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第十条及び第十一条中「指定管理者を経由して知事」とあるのは「知事」と、第十二条中「指定管理者」とあるのは「知事」とし、様式第一号から様式第三号の規定中「福島ロボットテストフィールド指定管理者」とあるのは「福島県知事」とする。

附 則

この規則は、平成三十年十二月二十五日から施行する。

別表（第九条関係）

附属設備の別		使用単位	金額
通信塔附属設備	空域監視装置	一式一回	8,900円
	気象観測装置	一式一回	14,700円
試験準備棟附属設備	屋外大型モニタシステム	一式一回	7,300円
	3Dモーションキャプチャー	一式一回	5,800円
	映像記録システム	一式一回	4,900円
	高速度カメラ	一式一回	4,600円
	投光機	一式一回	400円
	発電機	一式一回	400円
	被災者模擬装置	一式一回	400円
	発煙模擬装置	一式一回	100円

備考 使用単位の欄中「一回」とあるのは、条例別表一の備考に規定する午前、午後又は夜間のそれぞれをいう。